

# 令和5年度 福岡県文化芸術振興審議会

日時：令和5年8月8日（火）10時00分～

場所：アクロス福岡 国際会議場

○ 委員紹介

○ 会長挨拶

○ 報告事項

1 福岡県文化芸術振興基本計画令和4年度施策実施状況について

（資料1）「福岡県文化芸術振興基本計画」令和4年度施策実施状況

（資料2）福岡県文化芸術振興基本計画に係る事業実施状況について

2 新県立美術館整備事業について

（資料3）新県立美術館整備事業

3 子ども美術館・博物館無料鑑賞事業について

（資料4）子ども美術館・博物館無料鑑賞事業

○ 意見交換

<参考資料>

① 福岡県文化芸術振興基本計画

② 福岡県文化芸術振興基本計画（概要版）

福岡県文化芸術振興審議会委員

委員名	所属・職名等
しまたに ひろゆき 島谷 弘幸 会長	九州国立博物館 館長 文化審議会委員
いとう たかお 伊藤 敬生 委員	九州産業大学 芸術学部 ソーシャルデザイン学科教授
いとやま ゆうこ 糸山 裕子 委員	福岡県立ももち文化センター(ももちパレス) 館長 特定非営利活動法人アートマネジメントセンター福岡 代表理事
いまがわ ひでこ 今川 英子 委員	北九州市立文学館 館長
いまはやし きゆう 今林 久 委員	福岡県議会議員(文教委員会)
うだ がわ のりと 宇田川 宣人 委員	福岡県文化団体連合会 理事長 九州産業大学 名誉教授
おおもり ようこ 大森 洋子 委員	久留米工業大学建築・設備工学科 教授
おがた けいこ 緒方 恵子 委員	伝統工芸士
か ち くにお 加地 邦雄 委員	福岡県議会議員(県民生活商工委員会)
たくしま のりこ 多久島 法子 委員	能楽師
たにもと りさ 谷本 理佐 委員	大牟田市教育委員会 教育長
つかざき けんたろう 塚崎 謙太郎 委員	株式会社西日本新聞社編集局くらし文化部 部長
とくなが ひであき 徳永 秀昭 委員	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 常務理事
なかむら るみ 中村 留美 委員	一般社団法人ひかりのみち DMO 福津 常務理事事業本部長
ひぐち りゅうじ 樋口 龍二 委員	特定非営利活動法人まる 代表理事
ひ の あきひろ 日野 晃博 委員	株式会社レベルファイブ 代表取締役社長/CEO
ふじはら けいよう 藤原 恵洋 委員	九州大学名誉教授 文化審議会専門委員(世界文化遺産部会)
みぞた みゆき 溝田 みゆき 委員	福岡県高等学校芸術・文化連盟筑後支部 理事長 福岡県立三潴高等学校教諭
もり ひろこ 森 弘子 委員	学校法人筑紫女学園 理事 公益財団法人古都大宰府保存協会 理事
よしだ こういち 吉田 浩一 委員	福岡県議会議員(福岡県文化議員連盟)
わしの あきこ 鷺野 彰子 委員	福岡県立大学人間社会学部 准教授

※ 委員は50音順

---

## 福岡県文化芸術振興条例（抜粋）

---

### （福岡県文化芸術振興審議会）

第六条 県に福岡県文化芸術振興審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するほか、知事又は教育委員会の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する施策の推進に関する重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事又は教育委員会に意見を述べることができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

---

## 福岡県文化芸術振興審議会規則

---

### （趣旨）

第一条 この規則は、福岡県文化芸術振興条例（令和二年福岡県条例第七号）第六条第四項の規定に基づき、福岡県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

### （組織）

第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

### （委員）

- 第三条 委員は、学識経験を有する者等のうちから、教育委員会の意見を聴いて、知事が委嘱する。
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、再任されることができる。

### （会長）

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### （会議）

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は審議会の会議の議長となり、議事を運営する。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （部会）

第六条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができるものとし、部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

- 3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、人づくり・県民生活部文化振興課において処理する。この場合において、教育委員会の諮問に係る事項に関する庶務は、当該諮問事項を所管する教育庁の課の協力を得て処理するものとする。

(補則)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。